

平成29年度
芦屋市生活困窮者
自立支援制度に関する
事業実績報告書（案）

平成30年7月 芦屋市

目 次

I	自立相談支援事業等（必須事業）の実績	1
1	相談実績	1
	（1）総合相談窓口の相談分析	1
	（2）自立相談支援事業の相談分析	3
2	支援実績	7
	（1）相談支援	7
	（2）住居確保給付金	10
	（3）就労支援	10
3	成果と課題	10
	（1）成果	10
	（2）課題	11
II	就労準備支援事業（任意事業）の実績	13
1	支援実績	13
2	社会資源の開拓（阪神南障がい者就業・生活支援センターとの連携による）	17
3	成果と課題	17
	（1）成果	17
	（2）課題	18
III	個別事例とその地域課題	20
IV	事業推進体制	24
1	芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会	24
2	総合相談連絡会	25
3	事例検討会	25
4	阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会	26
5	総合相談窓口の関係図	27
V	芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題	28

VI	その他	29
1	広報啓発	29
	（1）広報誌	29
	（2）チラシ・リーフレット作成	29
	（3）説明会等	29
2	近隣市との情報交換会等	29
3	職員研修	30
4	視察対応	30
VII	参考資料	31
1	生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱	31
2	平成29年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿	33
3	つながるあしや、福祉なんでも相談 総合相談窓口	34

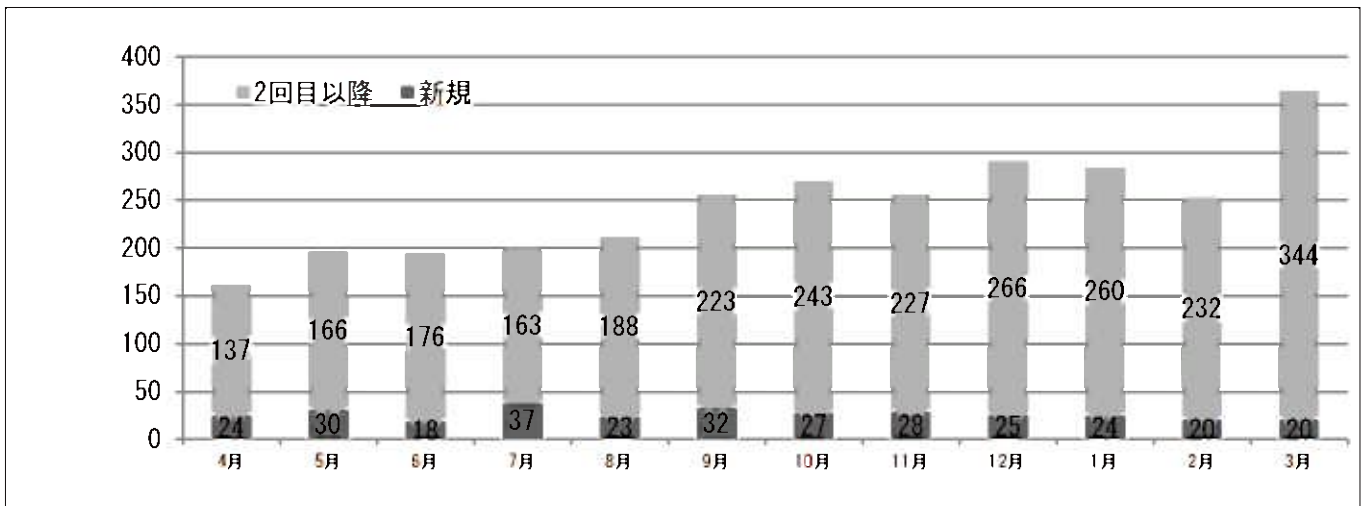
I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

1 相談実績

(1) 総合相談窓口の相談分析

① 相談件数

【図表 1-1】

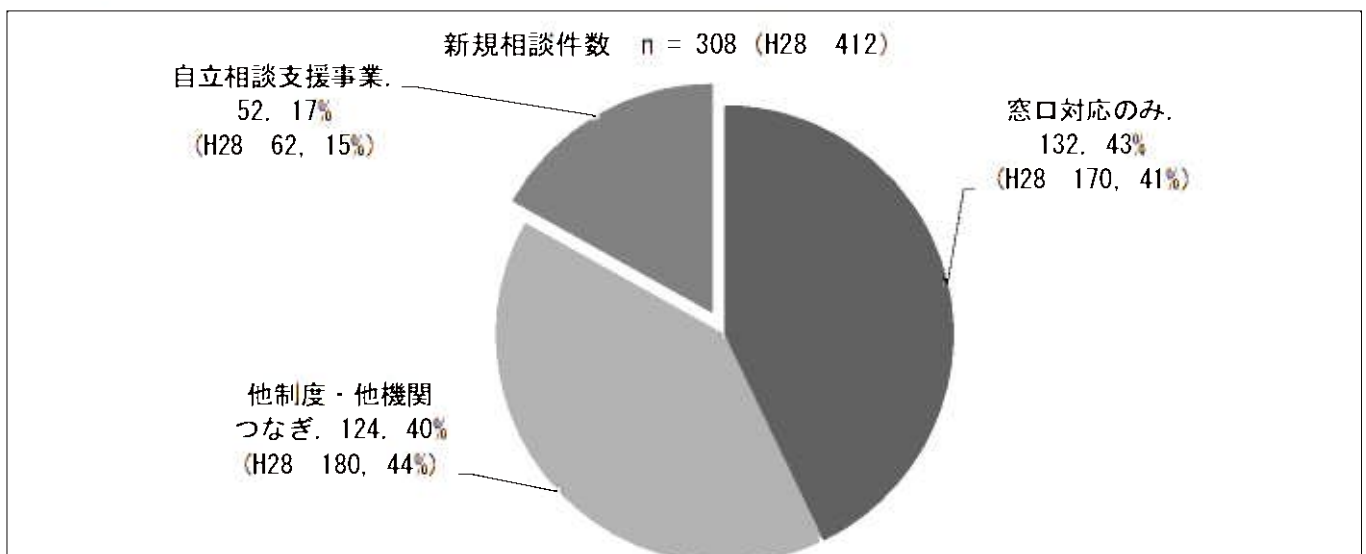


複合的な問題を抱えている相談が増えたため、問題解決に向けて、面談の回数を重ねることが多くなり、「2回目以降」の相談が、昨年度（2,283件）に比べて、増加しています。

7月は、全戸配布の「福祉センターだより」で総合相談窓口について周知したため、「新規」の相談件数が増加しましたが、年間を通して見ると減少しています。相談件数減少の背景には、社会情勢として求人倍率が高いため仕事に就けない人が減っていることや、制度開始から一定掘起しが進んだことにより相談件数が落ち着いてきていることが考えられます。

② 新規相談におけるスクリーニング

【図表 1-2】

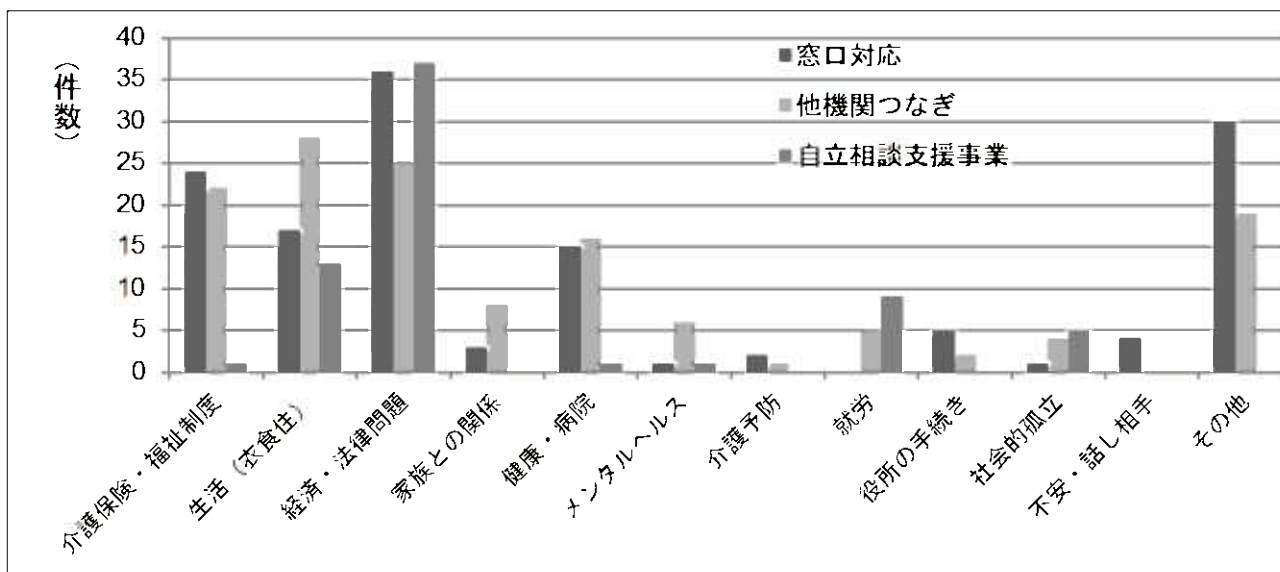


総合相談連絡会では、引き続き、情報共有を重点的に取り組んだことにより、「他制度・他機関つなぎ」は、昨年度と同様に高い割合を占めました。

「窓口対応のみ」132件と「他制度・他機関つなぎ」124件のうち34件は、経済的な課題を抱えていても、生活福祉資金やフードバンクの利用につなぐことで見通しが立つ内容でした。

③ 総合相談窓口における初回相談内容（重複あり）

【図表1-3】



相談内容が、経済・法律問題や介護保険・福祉制度であるときは、弁護士相談や高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業へつなぐことが多くあります。

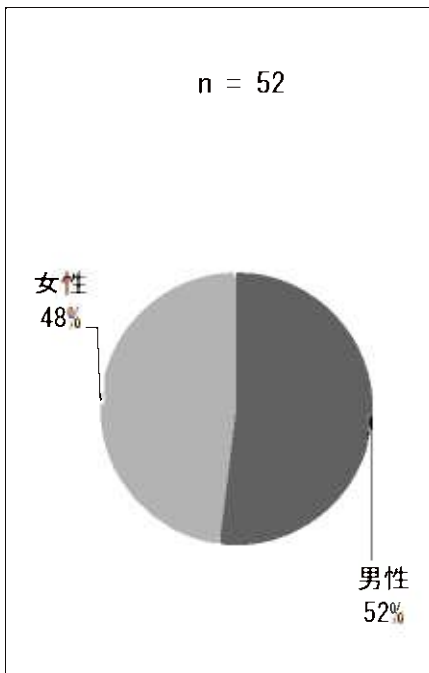
一方で、障がいの疑いのある人や、高齢者になる前のいわゆる制度の狭間の相談が増加したことで、経済・法律問題を抱えていても他機関へつながらず、自立相談支援事業で継続して相談対応を行うケースが増加しています。

また、経済・法律問題の相談のために来所しても、制度・事業に該当しないことがわかると、情報提供のみを希望することが多く、その後の支援につながらないケースがあります。

(2) 自立相談支援事業の相談分析

① 性別

【図表 1-4】



【図表 1-5 主な困りごと種別】

困りごと	社会的 孤立	離職 (無職)	家計	家族 関係	疾病	合計	H28
男性	7	7	13	0	0	27	32
女性	4	4	15	1	1	25	30
合計	11	11	28	1	1	52	62

【図表 1-6 年代別】

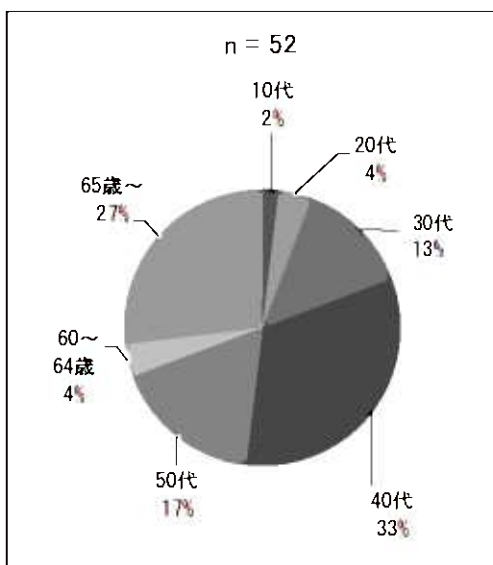
年代	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60~ 64歳	65歳 以上	合計	H28
男性	1	2	5	4	5	2	8	27	32
女性	0	0	2	13	4	0	6	25	30
合計	1	2	7	17	9	2	14	52	62

男女比は、昨年度より男性が多くなっています。

男女ともに「家計」についての困りごとが多く、それに次いで「離職（無職）」の相談が多くなっています。年代別では昨年度と同様、40代の女性からの相談が多く、昨年度比でも増加しています。

② 年代別

【図表 1-7】



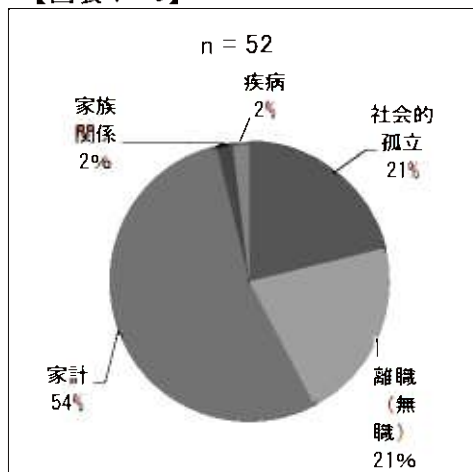
【図表 1-8 各地区の状況】

地区別	精道	潮見	東 山手	西 山手	不明	合計	H28
10代	0	1	0	0	0	1	0
20代	2	0	0	0	0	2	10
30代	1	2	1	2	1	7	9
40代	12	1	2	1	1	17	20
50代	5	0	0	3	1	9	13
60~64歳	0	2	0	0	0	2	3
65歳以上	3	5	3	2	1	14	7
合計	23	11	6	8	4	52	62

昨年度は、地区による相談件数の偏りはありませんでしたが、今年度は、精道地区からの相談が最も多くなっています。年代別では昨年度同様40代が多く、10代から30代の相談件数の割合は減少しています（H28年度31%、H29年度19%）。

③ 主な困りごとと種別

【図表1-9】



【図表1-10 年代別の状況】

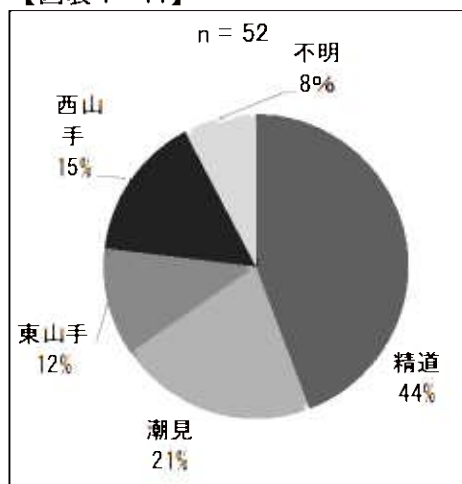
年代	10代	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上	合計	H28
社会的孤立	1	1	5	3	1	0	0	11	13
離職(無職)	0	1	1	4	3	0	2	11	21
家計	0	0	1	10	4	2	11	28	27
家族関係	0	0	0	0	0	0	1	1	1
疾病	0	0	0	0	1	0	0	1	0
合計	1	2	7	17	9	2	14	52	62

社会情勢の変化から就労中の人の相談が増えましたが、収入の範囲内での生活が難しく「家計」に関する相談が多い傾向にありました。昨年度と比較すると「離職(無職)」の相談は減少しました。

特に、「家計」の相談では借金の支払や、公共料金の滞納などの相談が多く、昨年度比の割合も増加しています（H28年度44%、H29年度54%）。

④ 地区別

【図表1-11】



【図表1-12 主な困りごとと種別】

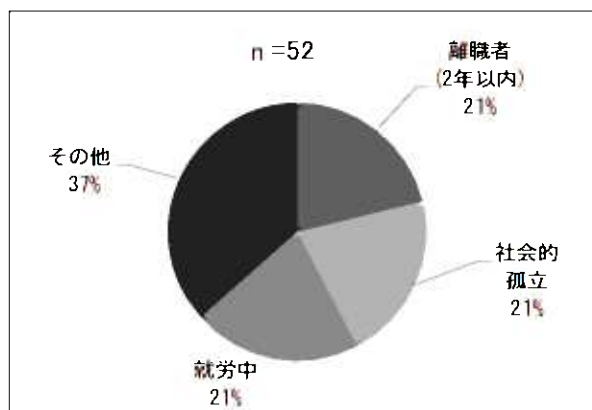
困りごと	社会的孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	合計	H28
精道	3	8	11	0	1	23	18
潮見	3	0	8	0	0	11	20
東山手	1	0	4	1	0	6	15
西山手	3	2	3	0	0	8	9
不明	1	1	2	0	0	4	0
合計	11	11	28	1	1	52	62

潮見地区や東山手地区の相談が減少する中、今年度は、「総合相談窓口」に近い精道地区での「家計」や「離職(無職)」に関する相談が増加しています。

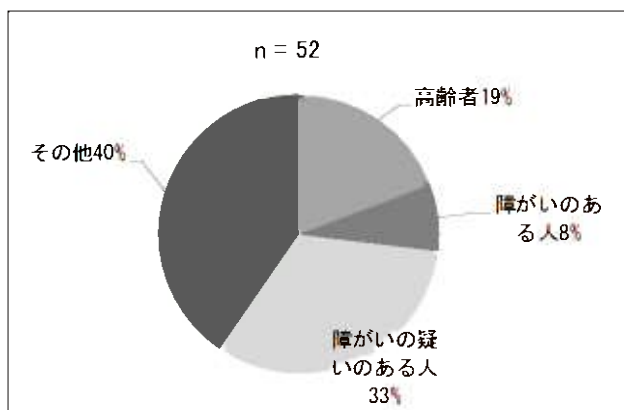
昨年度と同様、地区に関わらず、相談全体で「家計」に関する相談の占める割合が高くなっています。

⑤ 就労状況・対象者

【図表 1-13 就労状況】



【図表 1-14 対象者】



【図表 1-15 就労状況・対象者】

就労状況	対象者区分						合計	H28
	高齢者	障がいの ある人	障がいの 疑いのある人	児童	その他			
離職者 (2年以内)	2	3	1	0	5	11	18	
社会的孤立 (2年以上)	0	1	7	0	3	11	17	
就労中	0	0	4	0	7	11	9	
その他	8	0	5	0	6	19	18	
合計	10	4	17	0	21	52	62	

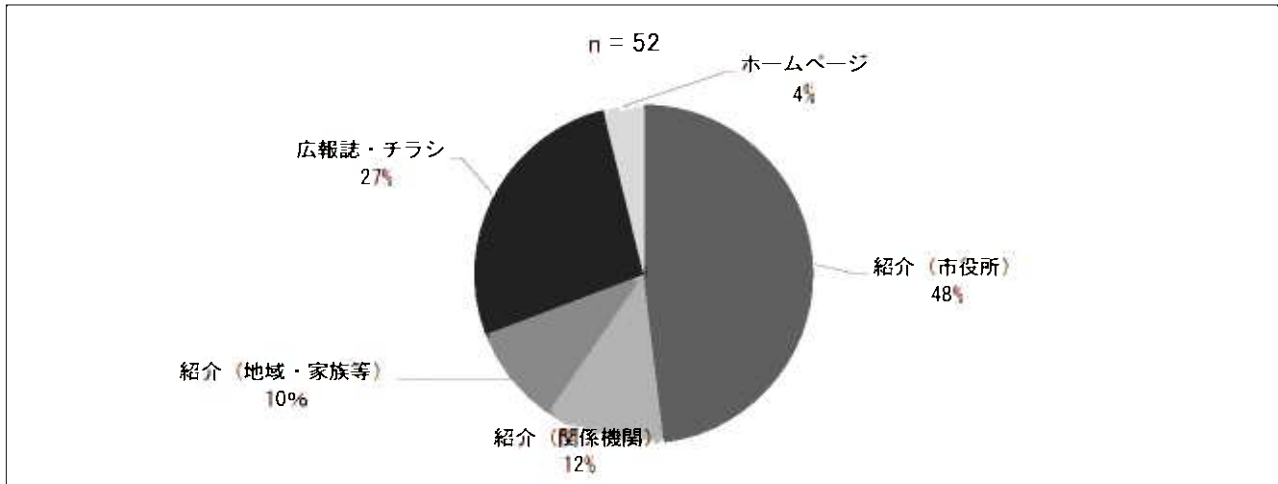
「障がいのある人」、 「障がいの疑いのある人」の多くは、「離職者 (2年以内)」、 「社会的孤立 (2年以上)」の状況でした。

昨年度に比べ、「就労中」の件数が増加しています。しかし、就労していても家賃の支払ができないなど生活に必要な収入が確保できないといった相談が増加しています。

また、高齢者の「その他」の分類では、年金を受給していても、年金額が低額であることや生活費に占める医療費の割合が高いことにより、求職活動に取り組みたいという相談があり、ハローワークを紹介するなどの支援を行っていますが、高齢であるために、就職に結びつかないことが多くあります。

⑥ 相談経路

【図表 1-16】



【図表 1-17 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 地域・家族からの紹介	件数
福祉部生活支援課	11	高齢者生活支援センター	1	家族・知人	3
こども・健康部 子育て推進課	5	障がい者就業・生活支援センター	1	民生委員・児童委員	2
		ケアマネジャー	2	(C) 合計	5
市民生活部保険課	4	社会福祉協議会	2	H28	10
福祉部地域福祉課	3			(D) 自分から (広報誌等)	件数
市民生活部地域経済振興課 消費生活センター	1			広報誌・チラシを見て	14
企画部お困りです課	1			ホームページを見て	2
(A) 合計	25	(B) 合計	6	(D) 合計	16
H28	28	H28	12	H28	12

【図表 1-18 主な困りごと種別の相談経路】

困りごと 相談経路	社会的 孤立		離職 (無職)		家計		家族 関係		疾病		合計		H28	
	全 数	内 滞納・ 負債有	全 数	内 滞納・ 負債有	全 数	内 滞納・ 負債有	全 数	内 滞納・ 負債有	全 数	内 滞納・ 負債有	全 数	内 滞納・ 負債有	全 数	内 滞納・ 負債有
(A) 市役所 からの紹介	0	0	7	0	17	8	1	0	0	0	25	8	28	14
(B) 関係機関 からの紹介	3	0	3	2	1	1	0	0	0	0	6	3	12	6
(C) 地域・家族 からの紹介	6	0	0	0	2	1	0	0	0	0	5	1	10	5
(D) 自分から (広報誌等)	2	0	1	1	8	8	0	0	1	0	16	9	12	2
合計	11	0	11	3	28	18	1	0	1	0	52	21	62	27

昨年度と比べ、こども・健康部子育て推進課や市民生活部保険課などからの紹介が増えており、その中でもひとり親家庭からの相談が多くみられました。

今年度も、各分野の相談支援業務に携わる、関係機関の新任・異動職員向け制度勉強会を実施しましたが、昨年度に比べると、紹介割合は低くなっています。今後、更に周知・啓発に取り組む必要があると考えます。

総務部債権管理課や市民生活部保険課との協働による、モデルケースを用いた事例検討会を開催し、滞納者への支援について少額分納相談や収支表作成など具体策の検討を行い、総合相談窓口に結びついたケースがあります。

2 支援実績

(1) 相談支援

① 相談支援の状況

【図表 2-1 平成 29 年度実績】

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合	H28
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	
自立相談件数	3	5	2	6	5	7	4	1	4	7	5	3	52	62
プラン作成件数(新規)	0	1	0	1	1	1	2	2	1	5	1	4	19	40
プラン作成件数(延長)	3	1	2	1	5	2	0	1	1	0	5	1	22	23
住居確保給付金(新規)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	6
住居確保給付金(延長)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	3
就労準備支援事業(新規)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2
就労準備支援事業(延長)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
自立相談支援事業による就労支援	2	0	1	0	2	0	2	1	1	5	2	3	19	38
生活福祉資金等による貸付	0	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	5	8
生活保護受給者等就労自立促進事業	1	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	2	7	12
就労者数	0	0	0	0	2	1	1	3	1	2	2	1	13	24
増収者数(就労者数除く)	1	0	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	8	4

「プラン作成件数(延長)」は、昨年度とほぼ同様の件数になっています。

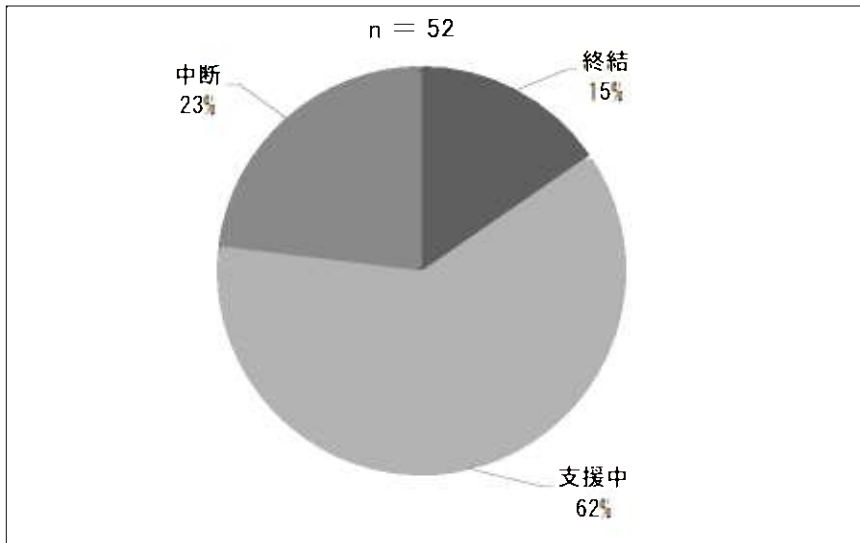
「プラン作成件数(新規)」は、昨年度より減少しています。

障がいの疑いのある人からの相談や、家計に関する相談などは課題が複合的であり、アセスメントに時間を要するため、2回目以降の継続相談の中で、プラン作成につながる人が多いです。

継続相談では、本人への働きかけとスモールステップで課題について一緒に考えることや就労に繋がる意欲を引き出すことで、昨年度に比べて、増収者が増加しています。

② スクリーニング状況

【図表 2-2 平成 29 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごとと種別】

		社会的 孤立	離職 (無職)	家計	家族 関係	疾病	合計
		終結	27~28 年度*	6	1	5	0
	29 年度	0	3	3	1	1	8
	合計	6	4	8	1	1	20
支援中	27~28 年度*	11	8	12	0	0	31
	29 年度	10	7	15	0	0	32
	合計	21	15	27	0	0	63
中断	27~28 年度*	3	4	7	0	0	14
	29 年度	0	2	10	0	0	12
	合計	3	6	17	0	0	26

*27~28 年度中に終結に至らなかったケース

終結に高い割合を占める困りごとは、「家計」に関する困りごとです。「社会的孤立」に関する困りごとは、平成 27 年度からの継続ケースが多く、支援が長期化しています。

また、「家計」に関する困りごとの相談者の中には、金銭給付や貸付を希望し、来所する人もいます。しかし、制度対象外ということがわかると、家計の見直しを提案しても継続支援を希望しない場合が多く、相談者の動機づけが不十分なケースは支援中断しやすくなっています。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法 主な困りごと	就労	家計改善	他機関 つながぎ	その他	合計	H28
社会的孤立	1	0	4	1	6	8
離職（無職）	3	1	0	0	4	14
家計	2	3	3	0	8	17
家族関係	0	0	1	0	1	0
疾病	0	0	1	0	1	1
合計	6	4	9	1	20	40

「社会的孤立」に関する困りごとは、「他機関つながぎ」での支援、「離職（無職）」に関する困りごとは、「就労」支援によって終結することが多くなっています。

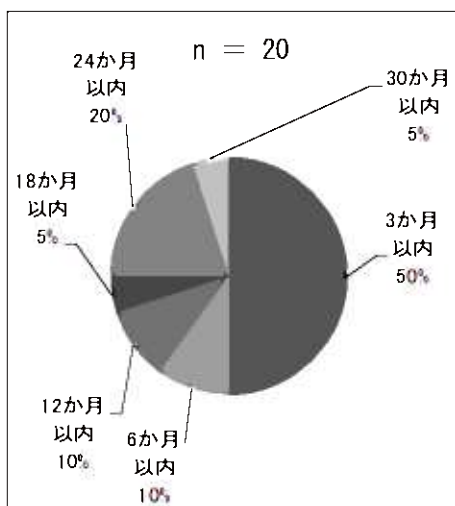
「家計」に関する困りごとに対する具体的な支援では、家計相談で課題整理を繰り返すことで解決に至るケースもあります。

「離職（無職）」に関する困りごとの場合の解決法は、「就労」支援が多くなっていますが、「家計」に関する困りごとを抱えていることも多いため、就労支援以外の「家計改善」の支援も必要となる傾向は昨年度と同様です。

昨年度から引続きのケースは、他機関につながり終結となるケースが多く、今年度の新規ケースも、他機関につながるケースが多くみられています。背景としては、総合相談連絡会にて、機関紹介を毎月実施し、情報共有を行うことで、役割分担が明確化したことによるものだと考えられます。

③ 終結までの支援期間

【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

解決法 期 間	就労	家計改善	他機関 つながぎ	その他	合計	H28
3か月以内	2	2	5	1	10	14
6か月以内	1	1	0	0	2	12
12か月以内	1	0	1	0	2	8
18か月以内	0	0	1	0	1	4
24か月以内	2	1	1	0	4	2
30か月以内	0	0	1	0	1	0
合計	6	4	9	1	20	40

終結までの期間は、3か月以内が最も多くなっています。

6か月を超える支援期間の人は複数の困りごとを抱えていることが多く、長期化する傾向にあります。「家計改善」では、「住居確保給付金」などの社会資源を利用し、その間に安定雇用につながり、困りごとが解決しています。

④ 生活保護窓口（福祉部生活援護課）との連携

相談経路内訳では、福祉部生活援護課からの相談が最も多く、11件でした。福祉部生活援護課からの連絡により生活保護窓口に出向いて、面談への同席や、支援方針を協議したケースもあり、連携が図られています。また、必要に応じ、フードバンクや生活福祉資金などにつないだケースや、認知症の親を抱えた介護離職者に対する同行訪問を行うなど、課題解決のため連携を深めています。

（2） 住居確保給付金

家賃の支払いに関する相談は24件あり、そのうち住居確保給付金事業の利用実績は新規、延長を合わせて5件あり、期間中に常用就職につながったケースもあります。事業利用期間中に常用就職に至らなかった場合も、引き続き支援を行っています。

（3） 就労支援

一般就労者数は13人（前年度24人）でした。増収者数は8人（前年度4人）であり、転職支援によるものと考えます。平成30年3月末に得た増収者の収入額は約500万円になっています。

なお、一般就労した13人が仮に生活保護制度の適用を受けていれば、約537万円の給付額となります。

3 成果と課題

（1） 成果

① 周知・啓発について

昨年度に引き続き、市と関係機関の新任職員向けの研修会やケアマネジャー友の会の研修会にて周知に努めました。

総務部債権管理課と協働し、連名で総合相談窓口の案内を滞納者への催告書に同封するとともに、生活再建型の滞納整理をめざし、総務部債権管理課や市民生活部保険課とモデルケースを用いた協議を行いました。

自立相談支援事業の相談の中から共通課題として「生活必要物品を購入する費用がない」ことを地域発信型ネットワークで取り上げ、「生活物品等ゆずりあいネットワーク」を事業化しました。このネットワークで、生活物品を用意する余裕がない世帯へ家電製品などをもらい受けました。

電子レンジや冷蔵庫、扇風機などの生活必需品を譲り受けたことにより、経済的に困窮している現状にあっても新たな生活基盤ができたケースがあります。その後は、収入の範囲内での生活のため、金銭管理・家計相談などを行い、自立生活に向けた定着支援を継続的に実施しました。

例年、保健福祉フェアの催しの一つとして実施していた、フードバンク関西との協力によるフードドライブを、平成29年10月から毎月1回、1週間実施することにより、保健福祉センター利用者に定着するように努めました。

② 就労支援について

求人情報誌ファイルを作成し、窓口でも閲覧できるようにするとともに、情報については毎週更新するように努めました。

また、就労準備支援事業担当者が、法定事業利用の前段階から面談に同席することにより、相談者の就労への意識を高める働きかけを行うことができました。

③ 地域での居場所・役割について

社会参加の場として地域行事への参加を積極的に促しましたが、参加には至りませんでした。

また、平成29年度より新しく始まった「ひとり一役活動推進事業」などのボランティア活動を紹介し、保健福祉センターと連携して花苗の植え替えボランティアに参加をすることができました。居場所づくり部会において、作成した居場所に関する一覧表から、グループセッションメントや若者相談センターアサガオを紹介することができました。

(2) 課題

① 周知・啓発について（潜在的な相談者をどうつなぐか）

チラシや周知グッズの配布、研修会の開催により、総合相談窓口の周知に努めていますが、社会的孤立など潜在化しやすい対象者の掘起しのために、新たな分野・業種へアプローチするなど、周知方法の工夫が課題となっています。

② 家計相談について（関係性の構築が難しい人への支援）

昨年度に続き、相談者に「切迫感」が無い場合、金銭感覚や生活レベルを変えることが難しく、生活費を抑制することができないため、家計改善の支援が続かないことがあります。そのため、家計改善のための支援に重点をおいた手立てを考える必要があります。

家計相談支援を望まず中断となってしまう、支援につながらない人に対しても、時間をかけて生活状況を聞くなどのアプローチが必要となります。再度、相談につながった時点では深刻になっている場合が多く、早期に生活再建をする必要があることを丁寧に説明し、相談者に理解してもらう働きかけが必要です。

③ 地域での居場所・役割について

市内・近隣には活動の場そのものが少ないという課題を、生活困窮の相談内容から地域課題として発信することで、地域の中での居場所づくり創出が必要とされています。

相談者の中には相談員が同行しての地域の居場所への参加に留まり、地域住民などの新たな人との人間関係の構築になりにくい状況があります。次のステップを相談者本人と検討し、自立に向け働きかける必要があります。

④ 就労支援について

就労中でも収入の範囲内での生活が困難なケースや、高齢者が就職に結びつきにくいケースなどは、給付金や貸付を希望する場合があります。転職支援などでハローワークの職業相談窓口などを積極的に活用する必要があります。

⑤ 総合相談窓口での対応について

総合相談窓口での初回スクリーニング時には、「情報提供のみ」や「他制度・他機関つなぎ」と分類していても、継続して状況確認を行うケースや、再来時に自立相談支援の対象者になるケースがあります。このような場合、総合相談窓口の初回相談取り扱いケースとして把握されないため、相談件数の把握が不明確になっています。

また、初回スクリーニング時に実施している「他制度・他機関つなぎ」と自立相談支援事業の支援の中で行っている「他機関つなぎ」の違いが不明確となっており、初回スクリーニング時に実施している「他制度・他機関つなぎ」内にも、自立相談支援事業の対象者が含まれている可能性があるなど、実態が正確に把握されていない課題があります。

II 就労準備支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が乏しいなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない人に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施します。

1 支援実績

<支援プラン作成件数と内容>

就労準備支援プログラム（計画書・評価書）は、対象者3人（今年度新規2人）に計5件作成しました。計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行いました。

平成27年度からの対象者（就労準備支援事業未利用者）に継続して支援を行うことで、平成28年度に就労準備支援事業を利用することとなり、今年度終結となったケースもありました。

【図表1 支援状況】

（年齢 性別）	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他
H27-D （40代 男性）	12か月間	0	13	1	2	18
<ul style="list-style-type: none"> ・2人世帯・経路：関係機関（母親の担当ケアマネジャー）からの紹介 ・就労経験はあるが、慢性疾患発症のため退職後無職 ・主訴：働いて経済的に自立したいが、体力的に「働く」自信がない 						
<p>【支援経過】 就労継続支援A型事業所で希望の接客業に就いたが、数日で「人に接することが恐ろしくなった」と通えなくなり、軽作業中心の就労継続支援A型事業所へ移った。慢性疾患治療のため入院し、体調と相談しながら日々過ごしている。就労準備支援事業は平成29年5月に終結したが、現在も職場定着支援を継続中である。</p>						
H29-A （20代 男性）	10か月間	43	43	1	3	84
<ul style="list-style-type: none"> ・2人世帯・経路：叔母が『アサガオ』、総合相談窓口相談 ・高校卒業後、約1年間ひきこもり状態であり、就労経験無し ・主訴：困っていることはないが、アルバイトから始めたい 						
<p>【支援経過】 初めは、面談での返答も単語の状態であった。来所面談と本人希望のパソコン練習を重ねながらグループセッションや面接練習に参加することで集団でのコミュニケーションもとれるようになってきた。しかし、遅刻や連絡無しで欠席の状態が続いている。社会福祉協議会のボランティアに支援担当者も一緒に参加するなど、自立相談支援事業と一体的な支援を行っている。同居の家族が転出して単身世帯になったが、働くことはできず、貯金が底をつき生活保護申請となった。</p>						

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他
H29-C (20代 男性)	10か月間	9	6	0	1	6
	・3人世帯 ・経路：関係機関(祖父の担当ケアマネジャー)からの相談 ・大学卒業後アルバイトするが、会社が倒産し無職 ・主訴：「正社員として働きたい」が、家族の仲裁役としての役割も担わなければならない。					
【支援経過】 精神障がいのある母と依存的な関係。「働きたい」と言うが、求人への応募へなかなか踏み出せず、応募しても不採用の繰返しが続いている。就職活動よりも、母と相撲や野球などのスポーツ観戦を優先する現状で、“まずは応募”までに長時間必要である。(H28年度就労準備支援事業未利用者)						

【図表2 就労準備支援事業終了後 継続支援状況】

就労準備支援事業利用終了後の支援状況

	(年齢 性別)	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考
1	H27-A(50代 男性)	4	0	0	0	1	他市へ転居(A型事業所利用)
2	H27-B(40代 男性)	0	2	0	0	0	就労継続支援
3	H27-C(30代 女性)	0	2	0	0	1	手帳取得後阪神南就ホツへ
4	H27-D(40代 男性)	5	11	2	8	30	就労継続支援
5	H27-L(20代 男性)	21	48	0	20	23	就労継続支援

※A型事業所：就労継続支援 A型事業所

※阪神南就ホツ：阪神南障がい者就業・生活支援センター

事業の利用により、就労ができた人の中には、就労が定着するまで支援が必要な人がいるため、就労を継続し、日々の生活が安定するまで、就労準備支援事業終了後も職場定着支援や、転職の希望等、要望に応じた支援を継続して行っています。

【図表 3-1 就労準備支援事業未利用者 支援状況】

就労準備支援事業利用には至らない人の支援状況

	(年齢 性別)	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考
1	H27-F(60代 男性)	0	0	1	0	0	転職後退職 老齢年金受給中
2	H27-H(40代 男性)	3	0	0	0	4	A型事業所利用→生保受給中
3	H27-I(40代 男性)	0	18	1	0	1	A型事業所継続支援
4	H27-K(30代 男性)	2	0	0	0	4	自立相談支援継続
5	H28-J(40代 男性)	6	27	3	12	44	家族への対応→来所
6	H29-B(40代 男性)	1	0	0	0	1	双極性障害(一般就労希望)
7	H29-C(20代 男性)	41	32	0	1	69	自立相談より：就労準備支援
8	H29-D(40代 男性)	2	3	0	0	5	姉・母来所→障がい相談へ
9	H29-E(40代 男性)	3	0	0	0	8	自立相談面談同席
10	H29-F(20代 男性)	1	0	0	0	1	阪神南就ボツ面談同席
11	H29-G(40代 男性)	1	0	0	0	0	父来所→総合相談へ
12	H29-H(30代 男性)	5	0	0	0	12	自立相談面談同席：就労相談
13	H29-I(40代 男性)	4	2	0	0	13	高齢者生活支援センターより
14	H29-J(50代 男性)	2	2	0	0	2	妻来所
15	H29-K(50代 男性)	1	0	0	0	2	自立相談面談同席：就労相談
16	H29-L(20代 女性)	0	0	0	0	1	保健センターより
17	H29-M(30代 男性)	0	21	5	5	19	三田谷治療教育院相談より
18	H29-N(40代 男性)	1	0	0	0	2	自立相談面談同席：母来所
19	H29-O(50代 男性)	1	3	0	0	2	自立相談面談同席：就労相談
20	H29-P(60代 男性)	2	1	0	0	2	自立相談面談同席：就労相談
21	H29-Q(20代 男性)	3	2	0	0	3	自立相談より：就労相談

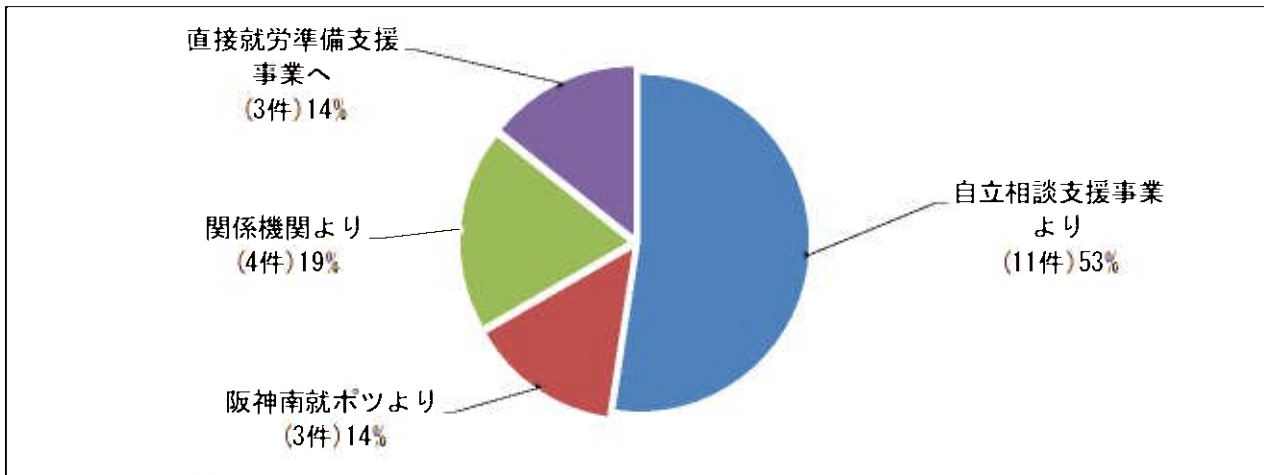
※A型事業所：就労継続支援 A型事業所

※生保：生活保護

※阪神南就ボツ：阪神南障がい者就業・生活支援センター

平成 29 年度から、定例支援調整会議に参加し、事業の利用が見込まれる人に対して、利用までの支援を始めたことや関係機関との連携を強めた結果、高齢者生活支援センターや保健センターからの紹介があり、相談者数の増加につながりました。

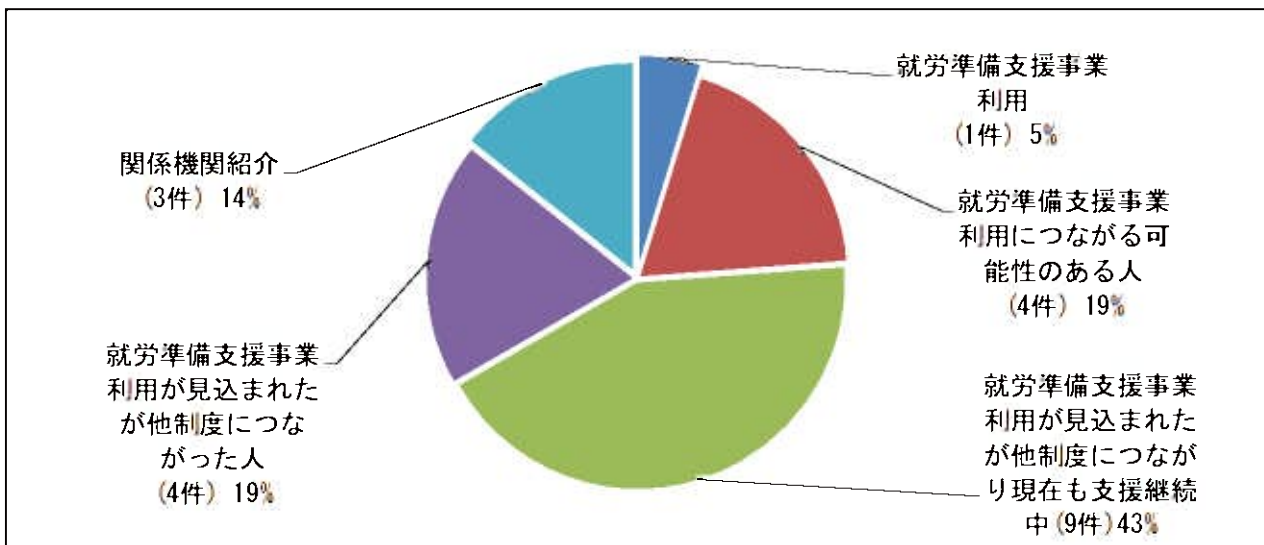
【図表 3-2】 就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 21 件）



※阪神南就ホツ：阪神南障がい者就業・生活支援センター

事業の周知・啓発を行ったことから、自立相談支援事業以外からつながるケースが 47%となり、関係機関に認識され始めたことがわかります。また、保健福祉センターの阪神南障がい者就業・生活支援センターへ相談に来られる人の中で、障がい者手帳の取得が見込めない人に対し、相談の受皿として機能しています。

【図表 3-3】 就労準備支援事業の窓口につながった対象者の分類（全 21 件）



就労準備支援事業を見込まれる方の多くは、支援過程の中で課題が整理され、障がい者手帳の取得等により、他制度につながりますが、関係性がすでに構築されていることから、支援を継続しているケースが 43%を占めています。今後、このようなケースへの支援方法について検討の必要性を感じています。

2 社会資源の開拓（阪神南障がい者就業・生活支援センターとの連携による）

【図表4 ボランティア・見学・実習 可能事業所】

事業所名	所在地	内容
株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本・CD・DVDのピッキング等
山澤工房	西宮市	スーツケースの解体
あしや温泉	芦屋市	館内清掃
社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ・水やり 野菜作り
就労支援カフェ CACHE-CACHE (かしかし)	芦屋市	喫茶作業
就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
婦木農園	丹波市	農業体験・酪農体験（合宿も可）

3 成果と課題

（1） 成果

① 連携・周知について

総合相談窓口のみならず、定例支援調整会議・自立相談支援事業事例検討会・総合相談連絡会に出席し、関係機関との連携を強め、潜在的な対象者の把握に努めた結果、自立相談支援事業、阪神南障がい者就業・生活支援センターだけでなく、高齢者生活支援センターや保健センターから紹介された相談もありました。

② プログラムの多様化について

面談でのパソコン講習を引続き実施しました。

グループセッションに外部からの出張講座を取り入れるなど、プログラムの多様化を図るとともに、参加者の居場所になるよう目指したところ、参加人数が徐々に増加しています。就労準備支援事業利用者が参加することで、回を重ねるごとに、他者とのコミュニケーションがスムーズになってきている様子が見がえれます。

【図表5 パソコン講習（全10回）】就労準備支援事業利用者3名利用

	項目	内容
1	機器使用方法	機器の立ち上げ、利用方法等初級コースから指導。
2	ソフト基礎学習	Wordの文書作成・表作成、Excelの表作成・数式の理解、PowerPoint利用のプレゼンテーション等社会で最も必要なソフトの基礎学習。
3	求人の検索 職業の選択	デスクワーク業務について、インターネットによる仕事探し等対象者の希望と能力に近い就労対策。

※受講者の希望により、Wordの文書作成の応用として、年賀状の作成なども実施しました。

【図表6 グループセッション プログラム（前期・後期とも全10回）】

回数	テーマ	詳細
1	働く意義	仕事とは・働くイメージ
2, 3	自己理解	① 障がいについて 得意不得意 自分の強み ② 自己分析と他己分析
4	職業選択	ジョブマッチング 進路選択 自分らしい進路
5	仕事に向き合う姿勢・心構え	企業が求める人材とは 大切な姿勢とは
6	ビジネスマナー	あいさつ 言葉遣い 身だしなみ 立ち居振る舞い
7, 8	職場対人スキル	① 報告・連絡・相談 組織の仕組み ② コミュニケーションの取り方 伝え方 人との距離感 職場での雑談
9, 10	問題解決スキル	① 問題解決の方法 ② その場に応じた対応の仕方

※前期：職場対人スキル①出張講座〈報告・連絡・相談〉（第7回目として実施）

※後期：ビジネスマナー②出張講座〈職場での同僚との関係作り〉（第6回目後に別途実施）

（2）課題

① 就労準備支援事業の利用に向けた支援について

自立という観点からのステップアップを図っていますが、自己肯定感、自尊感情を徐々に回復するためには時間がかかる場合があり、1年間という期間が定められている就労準備支援事業になくための準備支援が必要なケースもあります。

② 潜在的な対象者の把握について

潜在的な対象者の把握に努めた結果、高齢の親からの相談により、ひきこもりの問題が見えてきました。今後、その家族の相談なども含めて、社会的孤立の状態にある人の支援についても考えていく必要があります。

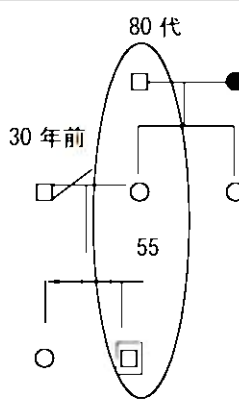
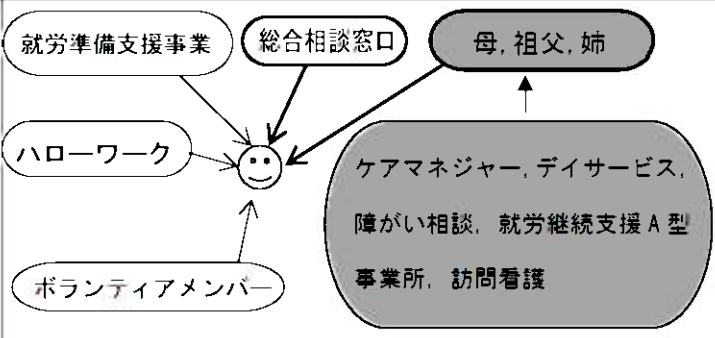
③ 社会的孤立等の状態にある人への支援について

ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な人の支援において、継続的な支援を行えるように、訪問支援（アウトリーチ）等による早期からの個別支援を重点的に実施する必要があります。

III 個別事例とその地域課題

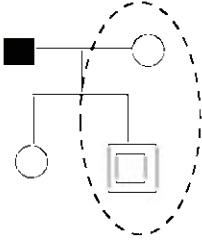
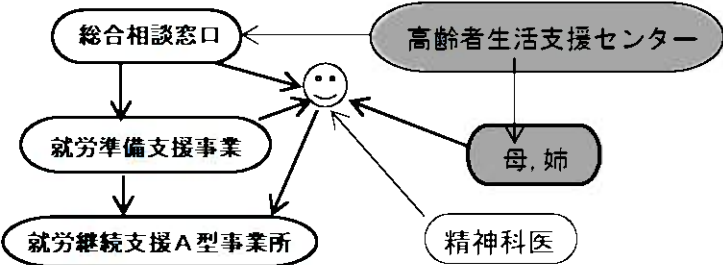
(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

事例1 『社会的孤立による生活困窮の恐れのある世帯への支援』

<p>●事例の概要</p> <p>30歳、男性Aさん。精神障がいのある母、祖父と同居。大学卒業後、アルバイトをしていたが、倒産のため失業し、7年間無職。「働きたい」と発言はあるが、家族と共依存があり、母と祖父の喧嘩の仲裁に役割を抱いているため、就労意欲が持続しない状態。</p>	
<p>●ジェノグラム</p>  <p>80代 30年前 55</p>	<p>●エコマップ</p>  <p>就労準備支援事業 総合相談窓口 母、祖父、姉 ハローワーク ボランティアメンバー ケアマネジャー、デイサービス、障がい相談、就労継続支援A型事業所、訪問看護</p> <p>※「塗りつぶし」…支援前の社会資源</p>
<p>●インテーク・アセスメント時の本人の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相撲や野球等のスポーツ観戦が趣味。家族から小遣いをもらい、趣味や友人との外食費に充てている。 ・集団の中でも積極的に話をする事ができ、学生時代の友人や前職の上司とは今でも交流はあるが、人見知りであると認識している。 ・自宅以外の居場所がなく、コミュニティが限定されている。 ・就労を促された叔母とは絶縁となる。 ・家族から働くように言われているが、母と祖父の喧嘩の仲裁のため、働きたくても働けない環境であると認識している。 ・一方で「無職期間が長いといけない」、「働かなければならない」、「家族のことを気にしなくてよいのなら、仕事がしたい。祖父や母も応援してくれる」等の発言がある。 	
<p>●支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族関係のストレスを軽減する。 ・ボランティア活動を通して社会参加し、活動の幅を広げる。 ・ボランティア活動を通し、生活リズムの確立と体力づくりを行う。 ・就労支援を行う。 	
<p>●支援経過</p> <p>H27.12 母の支援者と本人の面談に同席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の現在の困りごとについて聴き取りを行う。本人の支援者として定期的な面談を開始。 	<p>●支援プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談先の確保

●支援経過	●支援プラン
<p>H28.4 ボランティアに参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員が同行し、ボランティアを体験。 ・ボランティア登録をし、月2回継続的に参加。 ・別の地域ボランティアにも参加。 ・体力づくり、生活リズムづくりのため、定期的な作業の提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動、交流の場の拡充 ・社会的役割の体験
<p>H28.5 就職活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア仲間の就労をきっかけに、就労の意思が見られる。 ・ひょうご若者就労支援プログラムの担当者より説明を受ける。就労に向けた課題の確認を行う。 ・求人票の閲覧、簡単な事務作業を行い、仕事のイメージづくりを行う。 ・就労準備支援担当者も面談に加わり、ハローワークへ同行した。 ・履歴書の作成、求人先への応募や面接、派遣会社の登録を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事のイメージづくり ・就職活動に取り組む ・就労支援専門機関の関わり
<p>H29.6 家族関係の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母や祖父の支援者と面談し、本人が就職後、今の本人の役割は支援者が可能であると確認した。 ・本人、母、支援者で本人の就労の意思と母が本人の就労を応援していることを共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の調整 ・就労の意思確認
<p>H30.1 就労準備支援事業利用開始予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に伴うストレスや不安の相談先を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な就職活動に取り組む
●支援の効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに参加し、社会的役割を担い、社会参加や人間関係の広がりにつながった。 ・ボランティアで同世代のメンバーと交流することで、就労意欲を引き出すことにつながった。 ・パソコン作業に取り組むことでスキルアップとなり、就職活動への自信となった。 ・ボランティアグループの活動発表の資料作成に尽力し、表彰され、自己肯定感の向上につながった。 ・数年ぶりにアルバイトの応募、面接を受けることができ、派遣会社の登録に至った。 ・母や祖父の支援者と本人が話し合うことにより、就労後の不安を取り除き、2020年までに正社員で働く目標を立てることができるといった。 	
●支援を通じた地域課題等	
<ul style="list-style-type: none"> ・同居する家族の収入で生活が成り立つ場合、働く動機が低く、将来的な生活困窮の恐れがある。 ・社会的孤立やひきこもりの人は、社会とのつながりが希薄であり、生活リズムの乱れや社会性が乏しい傾向にある。生活リズムの立て直しや社会性の構築、就労意欲が喚起される場や関わりが必要である。 	

事例2 『就労準備支援事業利用事例』

<p>●事例の概要</p> <p>40代男性Bさん。就労経験はあるが、慢性疾患発症のため退職後無職。働いて経済的に自立したいが、体力的に「働く」自信がない。関係機関(母担当のケアマネジャー)からの紹介。</p>	
<p>●ジェノグラム</p> 	<p>●エコマップ</p>  <p>※「塗りつぶし」…支援前の社会資源</p>
<p>●インテーク・アセスメント時の本人の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30代で発病し、離職。無職のまま、慢性疾患を抱えることとなる。 ・慢性疾患の治療のため、定期的な入院が必要であり、働くにも体力的に厳しい。 ・スポーツが趣味で、かつては仲間と一緒にサッカーやサーフィンを楽しんでいた。今は、激しい運動は無理でも体を動かしたいと思っているが、ウォーキングするくらいである。 ・食事制限があるが、母親も持病があり、本人の食事提供まで困難である。 ・かつてはストレス発散のため、多量のアルコールを摂取していた。 	
<p>●支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活リズムの確立と体力づくりを行う。 ・仕事のブランクがあるので、自信の回復として体力づくりや仲間づくりが求められる。 ・就労の準備の支援をする。 	
<p>●支援経過</p> <p>H27.4 初回来所面談：社協面談に同席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主訴は「働いて経済的に自立したいが、体力的に働く自信がない」 ・これまでの生活歴や職歴などについて聴き取りを行う。 ・同居の母は、ほとんど家で横になっている状態で、買い物や調理は本人がし、掃除は時々自費で依頼している。 ・自立支援医療について確認する。 ・保健センターへ同行して、栄養指導の申込みを行う。 <p>H27.5 生活リズムを整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的入院。 ・退院後、地域活動センターはまゆうの利用をしながら、日常生活リズムを整えることになった。 	<p>●支援プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・生活リズムを整える ・自立支援医療申請 ・特定疾病療養補助金支給認定申請 <ul style="list-style-type: none"> ・定期面談 ・はまゆうの利用 ・年金記録の確認

●支援経過	●支援プラン
<p>H27.11 就職活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク同行。 ・生きがいサポートセンター阪神南へ同行。 ・セカンドオピニオンのため、受診同行。 ・精神障害者保健福祉手帳による福祉サービスを利用することで就労するというを受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に取り組む ・ハローワーク同行 ・生きサポ阪神南同行 ・受診同行
<p>H27.12～H28.3 入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調悪化による入院が長引く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院で面会
<p>H28.5 就職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書等の用意を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に取り組む
<p>H28.6 就労準備支援事業利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいサポートセンター神戸東へ同行。 ・面談時に、パソコン練習を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に取り組む
<p>H28.8 精神障害者保健福祉手帳取得決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型事業所見学同行。(～H28.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に取り組む ・事業所見学同行
<p>H29.3 就労継続支援A型事業所利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の就労継続支援A型事業所利用を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援（職場訪問）
<p>H29.5 就労準備支援事業終結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・終結→フォローアップ (就労継続支援とともに定期的な見守り支援)
<p>H29.8 就労継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型事業所を変更。引続き、定期的な見守り支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援（職場訪問）
●支援の効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン作業に取り組むことでスキルアップとなり、就職活動への自信となった。 ・就労準備支援事業利用までの関わりを長く持ったこともあり、最初は否定していた精神障害者保健福祉手帳の取得を受け入れることができ、就労継続支援A型事業所を利用することにつながった。 ・持病のための体調悪化で、気持ちがふさぎこむことも多いが、働いて収入を得ることで、将来は単身で自立したいという夢を描けるようになった。 	
●支援を通じた地域課題等	
<ul style="list-style-type: none"> ・同居する家族の収入で生活が成り立つ場合、経済的に切実に困っていると感じにくく、働く動機が低いため、将来的な生活困窮の恐れがある。ブランクが長くなる程就職も厳しくなる現状で、早期の就労につながる意欲喚起のアプローチが必要である。今後、親亡き後の未就労世代の困窮が問題になると考えられる。 	

IV 事業推進体制

1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料1「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため。

<設置日>

平成28年1月18日

<構成員>

参考資料2「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

<開催日>

第1回

平成29年7月27日（木）午後1時30分～3時30分

第2回

平成30年2月13日（火）午後1時30分～3時30分

<協議内容>

第1回

- ① 平成28年度生活困窮者自立支援制度にかかる事業実績について
- ② 平成29年度生活困窮者自立支援制度にかかる事業の取組について
- ③ その他

第2回

- ① 平成29年度生活困窮者自立支援制度の取組状況について
- ② 全世代交流プロジェクトの取組の進捗状況について
- ③ 滞納の課題のある生活困窮者への支援について
- ④ その他

<協議結果>

第1回

「家計」に関する困りごとの課題が整理されたことにより、総合相談連絡会より少人数で「滞納」に関連した関係課の職員とともに行うケース検討の場が必要であると示されました。

また、就労準備支援事業の取組から、社会的孤立の方のスキルによって様々な就労の機会や働き方を提案するためにも、地域共生社会や居場所の創出が必要であり、誰でも社会に参加できる場やつながることのできる場の必要性を感じました。

中間的就労の場として「生活物品等ゆずりあいネットワーク」や「ひとり一役活動推進事業」を活用し、事業の中で完結するのはなく、事業を連携させた地域社会の中で意義のある事業として、取り組む必要があると助言をいただきました。

第2回

生活困窮者の課題は幅が広いので、総合相談窓口の利用者すべてを対象とするのではなく、自立相談支援事業の対象者を母数とする協議が必要ではないかと助言をいただきました。

社会福祉協議会が様々な委託業務を受けていることを利点に総合相談窓口の強化によって、効果の高い業務と連携することで、自立相談支援事業の負担を抑えながらも効果的な事業運営ができると助言いただきました。

ひきこもり支援については、ノウハウを持っている事業者との連携が不可欠であり、対象となる方が気軽にいける居場所とセットで行うことがより効果的であると指摘をいただきました。

2 総合相談連絡会

<目的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、平成27年度からは、自立相談支援事業を広く知ってもらうため、継続ケースの経過報告も行っています。

<実施状況>

開催日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：12機関（福祉センター、保健センター、家庭児童相談室、特別支援教育センター、福祉部地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、若者相談センター）

<平成29年度の成果と課題>

成 果

・総合相談窓口で受けた相談内容を各機関と共有し、その後の対応や支援内容などを確認することができました。

・参加者から福祉センター以外の他機関の機能が知りたいとの意見があり、市民生活部男女共同参画推進課や福祉部生活援護課などの機関紹介を行いました。参加者からは活発に意見が出るなど各相談機関の機能を改めて知ることができました。

課 題

・相談内容の情報共有とつないだ機関の対応、機関紹介をすることの時間配分が難しく、事例についてより深めた意見交換ができない場面がありました。

3 事例検討会

<目的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いので、学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置する。

<実施状況>

開催日：奇数月（平成27年11月～）

参加者：阪田 志二郎先生（神戸学院大学 教授）・総合相談窓口・社会福祉協議会・福祉部地域福祉課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

<平成 29 年度の成果>

成...果

・支援が停滞しているケースなどに支援方針への見立てや本人の発達特性に伴う対応などのアドバイスをもち、相談員の役割を再確認・整理することができ、支援が進みました。

課...題

・対象事例が積極的に自立を意識していない場合、支援方針やプラン作成が難しい場合があります。個別事例の事例検討会ではありますが、事例から見える共通課題についても今後取り上げるのか検討が必要です。

4 阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

<開催日>

第 1 回担当者会

平成 29 年 6 月 14 日（水）午後 3 時 30 分～5 時 30 分

第 2 回研修

平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 1 時～4 時

<協議内容>

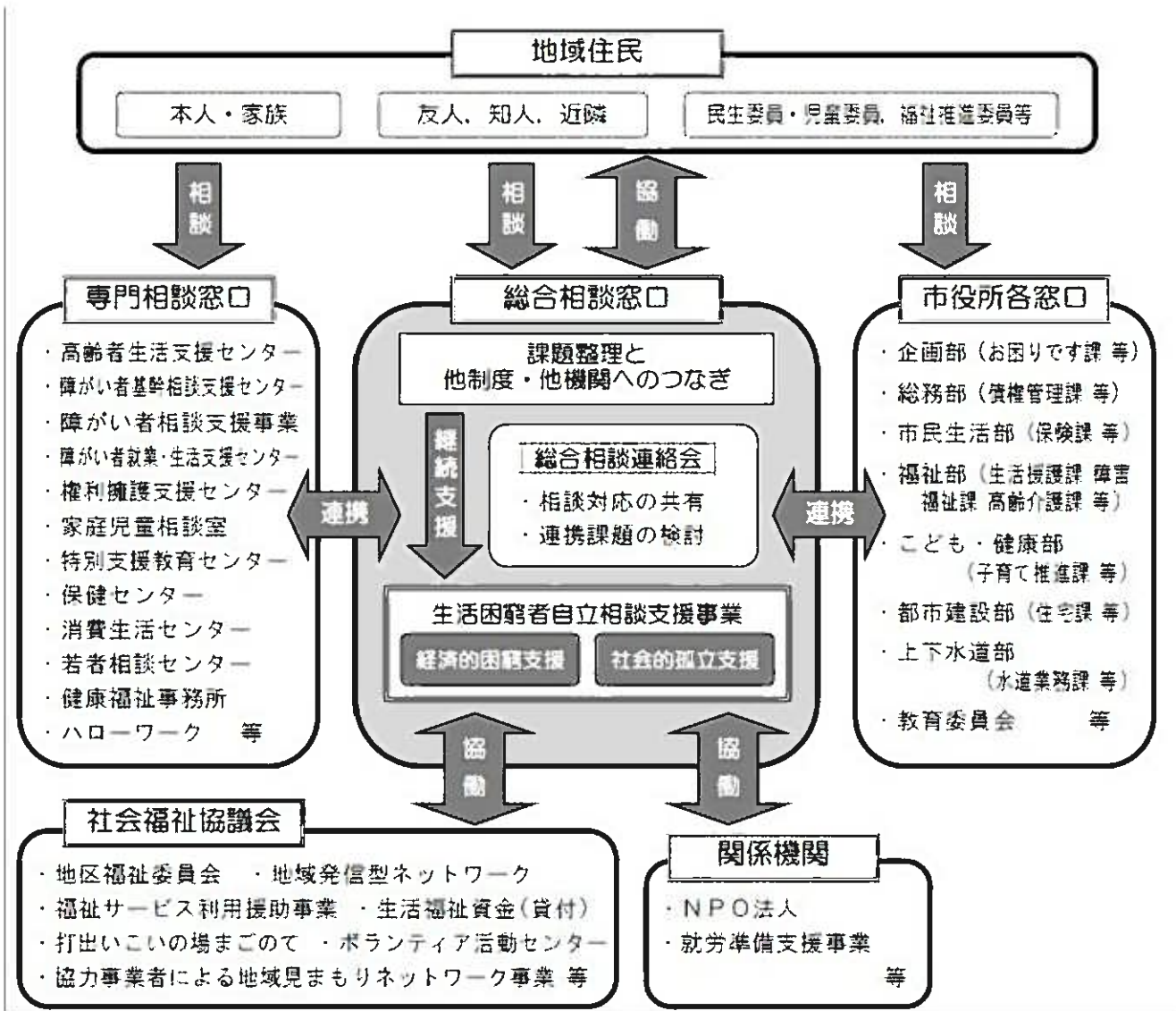
第 1 回

- ① 今年度の事業に関する研修内容と開催方法について
- ② 各市より提案のあった事項について

第 2 回

- ① グループワーク 就労支援について（尼崎市）
- ② グループワーク 学習支援について（伊丹市）
- ③ グループワーク ひきこもり支援について（宝塚市）
- ④ 生活困窮者支援と地域福祉～芦屋市の取組について～（芦屋市）

5 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋)

V 芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会長 平野 隆之

作成依頼中です。

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌

平成 29 年 7 月	福祉センターだより
平成 29 年 4 月	社協だより
平成 29 年 7 月	社協だより
平成 29 年 10 月	社協だより
平成 30 年 1 月	社協だより

(2) チラシ・リーフレット作成

(3) 説明会等

平成 29 年 5 月	生活困窮者自立支援制度	研修会
平成 29 年 5 月	生活困窮者自立支援制度	芦屋市職員向け研修会
平成 29 年 6 月	生活困窮者自立支援制度	関係団体新任・異動職員向け説明会
平成 29 年 11 月	生活困窮者自立支援制度	権利擁護支援者養成研修
平成 30 年 3 月	生活困窮者自立支援制度	ケアマネジャー友の会研修

2 近隣市との情報交換会等

平成 29 年 4 月	第 39 回就業支援団体連絡会 (就労準備支援事業受託事業所が参加 実施自治体：箕面市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、泉佐野市)
平成 29 年 5 月	第 40 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 6 月	第 41 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 6 月	阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会
平成 29 年 7 月	第 42 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 8 月	第 43 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 8 月	阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会
平成 29 年 9 月	第 44 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 10 月	第 45 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 11 月	第 46 回就業支援団体連絡会
平成 29 年 12 月	第 47 回就業支援団体連絡会
平成 30 年 1 月	第 48 回就業支援団体連絡会、生活困窮者自立支援第 5 回研究会
平成 30 年 2 月	第 49 回就業支援団体連絡会

3 職員研修

平成 29 年 5 月～11 月	こころを育てる聴き方・話し方 (若者相談センター「アサガオ」主催 連続セミナー全 6 回)
平成 29 年 6 月	自治体研究会に係る生活困窮者自立支援事業家計問題研究セミナー
平成 29 年 7 月～9 月	自立相談支援事業従事者養成研修会
平成 29 年 8 月	「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会 (第 1 回)
平成 29 年 10 月	自立相談支援事業従事者養成研修会
平成 29 年 11 月	「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会 (第 2 回)
平成 29 年 11 月	第 4 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 (主催：一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク)
平成 29 年 12 月	平成 29 年度精神保健福祉研修会 (主催 西宮市保健所健康増進課) 第 4 回アルコール関連問題に対しての早期発見・早期介入について
平成 29 年 12 月	子ども・若者の貧困 (関西学院大学ローカル・ガバナンス研究会)
平成 30 年 1 月	子どもの貧困と学習支援 (西宮市子どもの学習支援の会)
平成 30 年 2 月	「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会 (第 3 回)
平成 30 年 2 月	地域共生社会の取組促進に向けた全国シンポジウム
平成 30 年 3 月	地域共生フォーラム (主催：全国社会福祉協議会)

4 視察対応

平成 29 年 8 月	和泉市視察対応
平成 29 年 10 月	宮崎市議会視察対応
平成 29 年 11 月	東近江市・長久手市・箕面市視察対応
平成 30 年 3 月	阪南市視察対応

VII 参考資料

1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
- (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、専門部会を主宰する。

6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。

9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

2 平成 29 年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学社会福祉学部 教授	平野 隆之
司法関係者	芦屋法律事務所 弁護士 (兵庫県弁護士会)	長城 紀道
保健及び医療関係者	芦屋市医師会 理事	宮崎 睦雄
	兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	川部 博子
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官	北村 孝一
	阪神南障がい者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	権利擁護支援センター長	脇 朋美
芦屋市地域包括支援センター 関係者	精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査	針山 大輔
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	障がい者基幹相談支援センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター長	杉江 東彦
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長	園田 伊都子
	芦屋市民生児童委員協議会 朝日ヶ丘ブロック長	倉内 弘子
行政	福祉部長	寺本 慎児

つながるあしや、福祉なんでも相談

「総合相談窓口」が充実します。

ひとりで悩まないでご相談ください

仕事をしたいけど働けるか心配
仕事が長続きしない

仕事に関する相談

家賃の安いところに移りたい
仕事をやめて家賃が支払えない

住まいの相談

こんな悩みを抱えていませんか？

公共料金などを支払えない
借金をなんとかしたい

お金に関する相談

生活が不安だけど、どこに相談したらいいのかな
将来が不安

くらしの相談



相談内容のQ&A

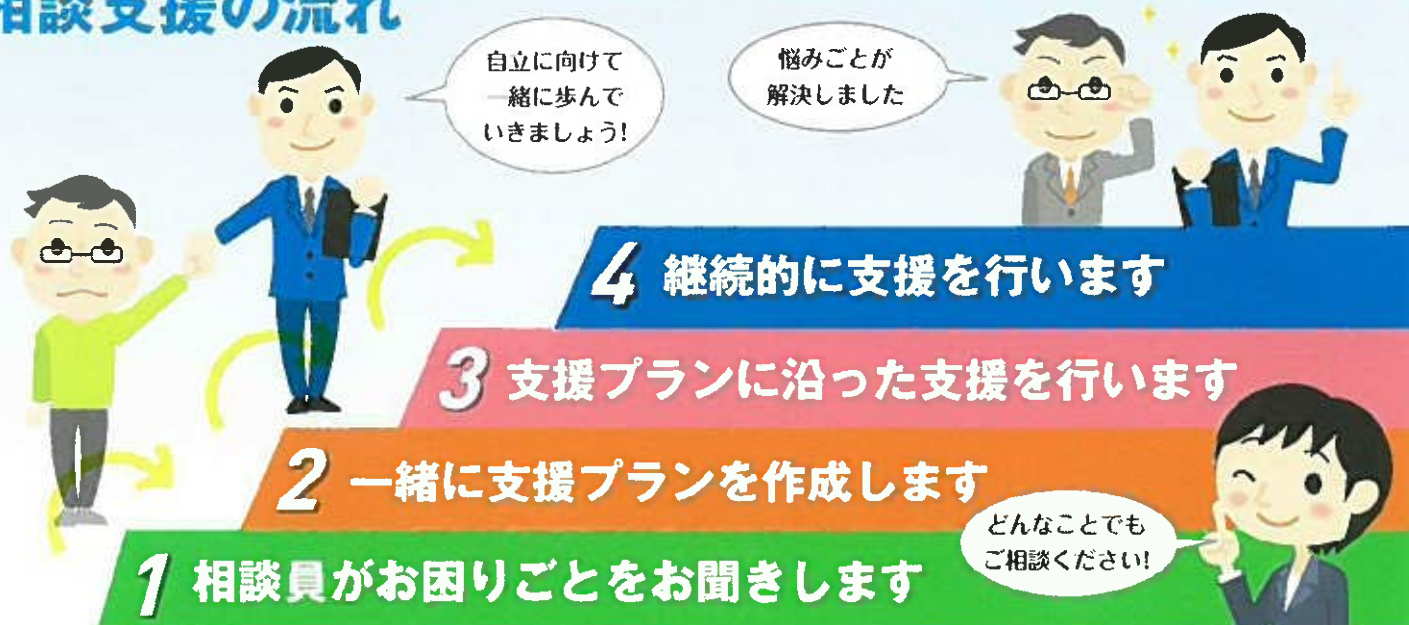
Q1 誰でも相談できますか？

A1 原則として、芦屋市在住で、生活に困窮している方、身近に相談できる人がいなくて、困っておられる方ならどなたでも相談できます。

Q2 仕事のあっせんはしてくれますか？

A2 窓口で仕事のあっせんはしていませんが、ハローワークや就労支援を行っている関係機関におつなぎします。

相談支援の流れ



くらしの「困りごと」、仕事の「悩み」、 あなたの「不安」をまずはご相談ください。

自立相談支援事業

～あなたと一緒に支援プランを作成します～

支援員がお困りの内容をお聞きし、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。寄り添いながら、自立に向けた支援を継続的に行います。



住居確保給付金の支給



離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、求職活動などをすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が難しい方等に、有期限のプログラムに沿って、基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

ご相談内容に応じて、他の制度利用等についても、各関係機関と連携して支援を行います。



お電話・メール・来所・訪問など、ご希望の方法で相談に応じます

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

- 電話：0797-31-0681
- FAX：0797-32-7529
- メール：kurashi@ashiya-shakyo.com
- 場所：芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口（芦屋市呉川町14番9号）
- 相談日時：午前9時～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

※本事業は、芦屋市社会福祉協議会が芦屋市より委託を受けて実施しています。
芦屋市福祉部地域福祉課 TEL:0797-38-2040 / FAX:0797-38-2160

相談
無料

秘密
厳守

芦屋市保健福祉センター案内図



- ◆阪神芦屋駅から徒歩約13分
- ◆JR芦屋駅から徒歩約15分
- ◆阪急バスをご利用の場合
 - ①JR芦屋駅・阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅から芦屋浜営業所前経由新浜町行き巡回ルート 31・32・35・36・131系統に乗り、中央公園前下車。北へ徒歩2分
 - ②阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神打出駅から中央公園前行き 63系統に乗り、中央公園前下車。北へ徒歩2分
 - ③JR芦屋駅南口から新浜町経由大東町行き巡回ルート 50・59系統に乗り、若葉町経由芦屋浜営業所前行き巡回ルート 24・27系統に乗り、呉川町下車。南へ徒歩1分

阪急バスの時刻表はホームページから
<http://bus.hankyu.co.jp/rosen9/ashiya.html>

駐車場入口は建物北側にあります。台数に限りがありますので車での来場はお控えください。

平成 29 年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

氏 名	所 属
三谷 百香	芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
池原 恵子	
勝山 紀三夫	
藤川 喜正	社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業受託機関)
和泉 陽子	
吉川 里香	福祉部地域福祉課
鳥越 雅也	
山川 尚佳	
宮本 ちさと	
片岡 睦美	
横道 紗知	

平成 29 年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

平成 30 年 7 月

発 行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号

T E L 0797-38-2040

F A X 0797-38-2060

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編 集 芦屋市福祉部地域福祉課